



受付

1

令和8年8月21日

清水町議会議長様

清水町議会議員

氏名 飯田 安雄

一般質問の通告について

下記事項について質問したいので会議規則第61条第2項の規定に基づき通告します。

記

議長確認



質問事項（標題）

1 今後のまちづくりに向けた町長の姿勢を問う

質問要旨（詳細）

答弁者

任期満了まで残り半年とわずかとなった関町長の2期8年にわたる町政運営の実績と成果、課題を踏まえ、未来の清水町に求めるもの、まちのあるべき姿に対する思いを伺うとともに、関町長の今後のまちづくりに対する姿勢を問う。

1－① これまでの2期8年にわたる町政運営における成果や実績について、町長が掲げる5つの政策の柱に沿った具体的な取組は。

町 長

1－② “くらしやすさで未来をともにつくるまち”の実現に向け、本町が抱える課題をいかに捉えているのか。また、それら課題の今後の展望をどう見据えているのか。

町 長

1－③ 町長が思い描く、または感じている、未来の清水町に求めるもの、本町のあるべき姿をどのように考えているのか。

町 長

1－④ 現任期満了後も引き続き町長として町政を担う考えは。

町 長



受 付

2

令和 8 年 8 月 21 日

清水町議会 議長 様

清水町議会議員

氏 名 海 野 豊 彦

一般質問の通告について

下記事項について質問したいので会議規則第 61 条第 2 項の規定に基づき通告します。

記

議長確認



質問事項（標題）

- 1 コンビニエンスストアへの A E D 設置による救急救命環境の強化について
- 2 町指定避難所である小中学校体育館の L E D 化等による安全対策について
- 3 災害時における応援職員の受入れ体制について

質問要旨（詳細）

答弁者

突然の心停止はいつでも、誰にでも、どこでも起こりうるものであり、その場に居合わせた人による迅速な心肺蘇生と A E D の使用が救命率を劇的に向上させることは広く知られている。

そこで、町内の救命環境をより強化するためには、24 時間いつでも、誰もが立ち寄りやすいコンビニエンスストアへの A E D 設置を進めるべきと考えるため、現在の取組状況を問う。

1－① 町内の A E D 設置状況は。

担当課長

1－② 昼夜を問わず使用可能な A E D の設置状況は。

担当課長

1－③ A E D 設置にかかる費用は。

担当課長

1－④ コンビニエンスストアへの A E D 設置に対する町の見解は。

担当課長

近年、地球温暖化対策や電気料金の高騰などを背景として、公共施設のＬＥＤ化が進められているが、公共施設のうち、災害時に指定避難所となる小中学校体育館のＬＥＤ化については、単なる省エネルギー対策としてではなく、「住民の命を守る防災対策」という視点から取り組む必要があると考える。 そこで、災害時に指定避難所となる小中学校体育館の照明器具の落下防止対策やＬＥＤ化について町の取組状況を問う。	
２－① 指定避難所である小中学校体育館の照明器具の落下防止対策や老朽化の点検状況は。	担当課長
２－② 小中学校体育館の照明器具の耐震性や落下リスクを評価した上で、危険性の高いものから優先的にＬＥＤ化を行う考えはあるのか。	担当課長
２－③ 国や県の補助制度、あるいはリース方式等を活用し、小中学校体育館のＬＥＤ化を、初期費用を抑えながら、一般の公共施設とは別に、防災上の重要施設として優先的に進める考えはあるのか。	町 長
本町の災害時における派遣受入れ体制については、令和８年３月に更新された清水町地域防災計画共通対策編の第３章災害応急対策計画において、応援・受援計画として町職員の応援や非常連絡体制のほか、消防、警察、自衛隊、医療関係者等の動員要請について定めている。 一方で、実際の大規模災害時には、動員要請だけでなく、全国・県内から派遣される応援職員を適時適切に受け入れるとともに、的確に応援業務に配置するための具体的な受援の仕組みが重要となる。 そこで、本町における災害時の派遣職員受入れの具体的な仕組みづくりの状況について、本年度中に策定予定である災害時の応援職員の受入れ計画の進捗状況のほか、受援体制の整備に向けた今後の取組を問う。	
３－① 応援職員の受入れ計画の策定の進捗状況は。	担当課長
３－② 応援職員を受け入れた場合、具体的に何の業務を担ってもらうことを想定しているのか。	担当課長
３－③ 応援職員を受け入れた場合の執務場所、通信環境、車両、宿泊場所などについて、現在、どのような受援体制の準備を進めているのか。	担当課長
３－④ 応援職員受入れについて、より具体的な受援計画や実務マニュアルの整備及び受援訓練の実施を含めた実効性のある体制の構築に向け、町は今後のどのように取り組んでいくのか。	副 町 長

受付

3

令和8年8月21日

清水町議会議長 様



清水町議会議員

氏 名 寺 島 俊 郎

一般質問の通告について

下記事項について質問したいので会議規則第61条第2項の規定に基づき通告します。

記

議長確認



質問事項（標題）

- 1 こどもの権利条例の制定について
- 2 戸籍証明書の郵便請求へのキャッシュレス決済の導入について
- 3 フードロス削減・フードドライブの更なる推進について

質問要旨（詳細）

答弁者

令和5年4月に施行されたこども基本法に基づき、同年12月にこども大綱が閣議決定され、計画策定や施策の実施に当たり、子供や若者などの意見を聴取・反映させる取組が、自治体に求められることとなった。

本町には、すでに子供や子育て支援に関する計画や様々な施策があるが、次の段階として「子供を権利の主体として位置づけるまち」へと一歩進むべきであると考え、こどもの権利条例を制定することについて町の考えを問う。

1－① こども基本法が制定された背景と目的は。また、同法に基づき策定されたこども大綱の内容は。

担当課長

1－② 本町では、こども基本法やこども大綱に基づき、子供や若者などの意見を聴取し、施策へ反映するために、どのような取組を行っているのか。

担当課長

1－③ 子供が安心して相談でき、必要に応じて第三者的な立場から権利救済につながる仕組みを検討する考えはあるのか。

担当課長

1－④ 子供や若者などが町政に直接意見を述べる「子ども会議」などの仕組みを設置する考えはあるのか。

担当課長

1-⑤ こどもの権利条例の制定を視野に入れ、まずは、子供、若者や関係者から幅広く意見を聴取し、条例制定の必要性、内容、課題について検討するための組織を設置し、具体的な検討を開始する考えはあるのか。	担当課長
1-⑥ こども基本法の理念をさらに具体化し、子供の権利を総合的に保障するため「こどもの権利条例」を制定する必要性について、町はどのように認識しているのか。	町 長
令和6年3月から戸籍証明の広域交付制度が開始され、本籍地にかかわらず全国の自治体の窓口で証明書が取得できるようになり、町民の利便性は大きく向上したと認識している。 一方で、広域交付の対象外となる戸籍抄本や代理人による請求などは、本町を含む多くの自治体において、依然として本籍地への郵便請求が必要であり、手続きに時間と手間を要する仕組みとなっている。 そこで、戸籍証明書の郵便請求へのキャッシュレス決済導入を提案するが、町の考えを問う。	
2-① 郵便請求の交付手数料の支払方法である定額小為替は、手続きが不便との意見があるが、町の見解は。	担当課長
2-② 郵便請求の交付手数料支払い手続きの負担軽減を図るため、カード払い等のキャッシュレス決済の導入を提案するが、町の見解は。	担当課長
令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国、自治体、事業者及び消費者が一体となり、フードロスの削減を進める体制が構築され、本町においてもフードドライブなどの取組が行われているが、これら取組の更なる推進について、町の考えを問う。	
3-① 本町で行っているフードロス削減について、現在までの取組状況は。	担当課長
3-② フードロス削減やフードドライブの取組について、町民にどのように周知しているのか。	担当課長
3-③ フードロス削減の活動の目標はあるのか。	担当課長
3-④ 現在、本町では、認定NPO法人フードバンクふじのくにと連携してフードドライブを実施しているが、今後、役場庁舎のほか、地元事業者等との連携により、常設回収ボックス等を設置するなど、いつでも食品を回収できる体制を構築する考えはあるのか。	担当課長



受付

4

令和8年8月21日

清水町議会議長様

清水町議会議員

氏名 松下尚美

一般質問の通告について

下記事項について質問したいので会議規則第61条第2項の規定に基づき通告します。

記

議長確認



質問事項（標題）	
1 災害時相互応援協定の実効性と支援体制について	
2 女性の視点とスフィア基準を踏まえた避難所運営・地域防災力の強化について	
3 ラーケーション制度の導入について	
質問要旨（詳細）	答弁者
大規模災害時に自治体間の災害時相互応援協定を実効性あるものとするためには、被災自治体の状況を迅速に把握し、支援の必要性を的確に判断するとともに、庁内体制や受援・支援の手順を平時から整理しておくことが重要であると考えます。 そこで、熊本県嘉島町との災害時相互応援協定に基づく支援の考え方、情報共有や庁内体制、平時からの連絡・訓練等を含めた協定の実効性向上に向けた町の取組を伺う。	
1－① 熊本地震の発生に伴い、嘉島町との災害時相互応援協定に基づき、本町が情報収集を行った時期、支援の必要性を確認した判断過程及び実際に行った対応は。	担当課長
1－② 県外自治体との災害時相互応援協定に基づく支援・受援について、庁内体制及び行動手順の整理状況は。	担当課長
1－③ 県外自治体との災害時相互応援協定の実効性を確保するため、平時からの連絡体制、情報共有及び訓練等の実施状況並びに、これらの取組を検証・見直す仕組みは。	担当課長

令和6年能登半島地震では、避難生活の長期化に伴い、衛生環境の確保、プライバシーへの配慮、トイレをはじめとする生活環境の整備、要配慮者への支援など、避難所運営に関する多くの課題が改めて浮き彫りとなった。特に、女性、子ども、高齢者、障害者等、それぞれの立場に応じたニーズを避難所運営に反映させることは、災害関連死の防止と避難生活の質の確保に直結する。 そこで、スフィア基準を踏まえた避難所環境の整備、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策、多様な避難形態及び要配慮者への支援体制並びに地域防災力の強化について、町の現状と今後の取組を伺う。	
2-① 男女共同参画の視点による防災対策について、過去の一般質問における答弁を踏まえた、防災研修・訓練の実施状況、女性の意見を反映する仕組み、女性職員の配置及び女性の主体的参画に向けた取組の進捗状況は。	担当課長
2-② スフィア基準を踏まえた指定避難所の居住スペース及び資機材の整備状況並びに在宅避難、車中泊避難等、指定避難所以外で避難する被災者への支援体制は。	担当課長
2-③ 指定避難所におけるトイレの整備状況及び安全な利用環境の確保について、女性用トイレの確保、夜間の安全対策、衛生面への配慮を含めた、町の取組状況は。	担当課長
2-④ 指定避難所における女性等への配慮及び避難所運営訓練の実施状況について、女性専用スペース、授乳室、相談体制、性暴力・ハラスメント防止対策を含めた、町の対応状況は。	担当課長
2-⑤ 要配慮者に対応した備蓄品の整備状況について、生理用品、乳幼児用品、介護用品等の備蓄内容、品目選定及び管理方法、配布方法並びに当事者の意見反映の状況は。	担当課長
2-⑥ 在宅避難や車中泊避難を含む要配慮者への支援体制について、保健・医療・福祉との連携、避難所外の被災者の状況把握、情報提供及び支援につなげる仕組みは。	担当課長
2-⑦ 地域防災計画や避難所運営等に災害弱者の意見を反映する仕組みは。また、防災会議、自主防災組織及び避難所運営組織における女性参画及び女性防災リーダー・女性防災士の育成状況は。	担当課長
家庭や地域での体験活動・探究活動は、児童生徒の多様な学びを支える重要な機会である。一方で、保護者の勤務形態の多様化により、家族で学びを共有する時間の確保が課題となっている。 静岡県内で導入が進められているラーケーション制度を踏まえ、本町としてこの制度をどのように捉え、導入の可否を判断する上で何を課題とし、家庭・学校・地域が連携した学びの機会を今後どのように確保していくのかを伺う。	

3-① ラーケーション制度の趣旨、目的及び期待される効果について、町はどのように認識しているのか。	担当課長
3-② 県内市町においてラーケーション制度の導入が進んでいる状況を踏まえ、本町で導入する場合、どのような課題が想定されるのか。	担当課長
3-③ 家庭への支援及び児童生徒の多様な学びの機会を確保する観点から、ラーケーション制度の導入を検討する考えはあるのか。	担当課長
3-④ 制度の趣旨を学校、保護者及び地域で共有し、体験活動や探究活動を学びとして位置づけるための取組は。	担当課長
3-⑤ 家庭や地域と連携した体験活動・探究活動の充実に向けた今後の対応方針は。	教 育 長



受付

5

令和8年8月24日

清水町議会議長 様

清水町議会議員

氏 名 森 野 夏 歩

一般質問の通告について

下記事項について質問したいので会議規則第61条第2項の規定に基づき通告します。

記

議長確認



質問事項（標題）

- 1 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりについて
- 2 柿田川の河畔林について

質問要旨（詳細）

答弁者

令和6年第4回定例会での一般質問において、町は、SRHR（セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）「性と生殖に関する健康と権利」に関する意識を広く社会に浸透させていくことは、生涯を通じた女性の健康を支援する取組や、人口減少社会への対策を進める上でも重要であるとの認識が示されている。

令和8年3月に第5次清水町健康増進計画が改訂され、「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりについて」の視点が追加されたが、その考え方を実際の健康づくりの施策に反映していくのか問う。

- 1－① 令和6年第4回定例会での一般質問において、町は、SRHRの視点を取り入れた相談体制を検討すると答弁したが、その後、検討の状況は。

担当課長

- 1－② 今回、健康増進計画に「ライフコースアプローチ」や「女性の健康」という視点を新たに位置づけた背景は。

担当課長

- 1－③ この新たな視点は、SRHRの考え方とつながっているのか。

担当課長

1-④ 健康増進計画は、町民の健康状態を改善することが中心になるが、一人ひとりがどのような人生を選択するのかという視点については、計画の中でどのように位置づけているのか。	担当課長
1-⑤ 健康づくりを進める上では、行政が望ましい生き方や家族の形を示すのではなく、一人ひとりが自分の身体や人生について知り、自ら選択できることを前提とする必要があると考えるが、町の見解は。	担当課長
1-⑥ 町の健康増進計画に位置づけたライフコースアプローチの視点と、プレコンセプションケアは、どのような関連性があると考えているか。	担当課長
1-⑦ 健康増進計画のライフコースアプローチの視点と、プレコンセプションケア、さらに以前質問したSRHRを、それぞれ別々の施策としてではなく、「自分の身体と人生について知り、自分で選択できる環境づくり」という一つの考え方として一体的に進めていくことについて、町の考えは。	担当課長
1-⑧ 町は、これらの施策を一体的に進めるため、具体的にどのような事業を実施していくのか。	担当課長
1-⑨ プレコンセプションケアやSRHRを人口減少対策の一環として進める場合においても、「子供を産むこと」を促すのではなく、「子供を持ちたい人が希望をかなえられる環境」、「子供を持たない選択も含め、一人ひとりが自分の人生を選択できる環境」を整えることが基本であると考えているが、町の認識は。	町 長
柿田橋から柿田川を見た際に、以前の景観と比べて、河畔林の樹木がかなり高くなっていると感じる。柿田川自然再生計画では、河畔林について高木化・壮齢化や樹木の更新停滞、倒木などが課題として挙げられているが、管理の現状と今後の方針を問う。	
2-① 現在、柿田川公園周辺の河畔林について、樹木の高木化や老齢化、倒木の危険性をどのように把握しているのか。	担当課長
2-② 現在、倒木のおそれがある樹木について、点検や危険度の把握は行われているのか。また、倒木の危険性が確認された場合には、枝打ちだけでなく、必要に応じてその樹木を伐採するという対応も考えているのか。	担当課長
2-③ 計画では、河畔林について「更新」という言葉が使われているが、ここでいう「更新」とは、具体的には、高木化・老齢化した樹木を伐採し、その場所に若い樹木が育つ環境をつくることまで含んでいるのか。	担当課長

2－④ 当初の計画では、柿田川の河畔林については、「これまでの地域の生業とともに成立してきた里地里山、二次的生態系」という位置づけがされていたが、令和3年に改訂された計画では、「里地里山」、「二次的生態系」という文言が削除されているが、この経緯と理由は。	担当課長
2－⑤ 町は、計画における保全と保護をどのように考えているのか。	担当課長
2－⑥ 今後の柿田川の河畔林について、現在ある木をただ残すのではなく、危険木への対応や老木の伐採、若木への更新なども含め、どのような状態を「望ましい河畔林」と考えているのか。	担当課長



受付

6

令和8年8月24日

清水町議会議長 様

清水町議会議員

氏 名 吉 川 清 里

一般質問の通告について

下記事項について質問したいので会議規則第61条第2項の規定に基づき通告します。

記

議長確認



質問事項（標題）

- 1 沼津市新中間処理施設整備に関する裁判の判決について
- 2 自衛隊への名簿提供について

質問要旨（詳細）

答弁者

5月28日に、沼津市新中間処理施設整備を巡る住民訴訟の判決が静岡地裁で結審した。住民側の請求は棄却されたが、判決文では、昭和49年に沼津市長が外原区長らと交わした覚書の有効性について、外原区住民との関係において沼津市が損害賠償責任を負う可能性がありうること、また、静岡県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントを実施しないことは「違法」であるとしている。この2点について町の見解と、町民への説明責任について問う。

1－① 判決文に「外原区住民との関係においてならば、沼津市が損害賠償責任を負う可能性が有りうる」と指摘しているが、その点についての町長の見解は。

町 長

1－② 判決文に「沼津市が環境アセスメントを行わないことは、条例違反である」としているが、その点についての町長の見解は。

町 長

1－③ 町として環境アセスメントは不要と考えるか。不要であるとするなら、その理由は。

担当課長

1－④ 環境アセスメントが実施されないことを町民に説明会を開いて説明すべきではないか。

担当課長

1－⑤ 9月から始まる地区懇談会で土壌汚染があつてからの一連の経緯と環境アセスメントについての町の見解などを説明すべきではないか。	担当課長
平成15年6月議会定例会での一般質問において、町から自衛隊へ、自衛官適齢者の情報として、高校生を含む町民の名簿を提供していたことが判明したが、今でも名簿提供は行われているのかを問う。	
2－① 自衛隊への一定の年齢層の町民の名簿提供は現在でも行われているのか。	担当課長
2－② 国又は県から、自衛隊への名簿提供への協力要請通知はあるか。	担当課長
2－③ 近隣市町の状況は。	担当課長
2－④ 本人の同意がない情報提供は、プライバシー権の侵害にあたりと考えるが、町の見解は。	担当課長
2－⑤ 自衛隊から要請があつても、名簿提供は断るべきと考えるが、町の考えは。	担当課長



受付

7

令和8年8月24日

清水町議会議長 様

清水町議会議員

氏 名 大 濱 博 史

一般質問の通告について

下記事項について質問したいので会議規則第61条第2項の規定に基づき通告します。

記

議長確認



質問事項（標題）

- 1 持続可能な部活動を支える体制構築を
- 2 教科担任制の推進で小学校教育の質の更なる向上を

質問要旨（詳細）

答弁者

令和7年第4回定例会の一般質問において、教育長は、「先進自治体への視察や調査研究を行い、近隣自治体の動向を注視しながら、令和10年度を目途に中学校部活動の在り方について方針を決定する」と答弁しており、現在、その決定に向け、視察や調査研究などの取組が進められていると認識している。

一方で、取組を進めるに当たっては、部活動ごとに進捗や環境の整備状況が異なるため、それぞれの実情に合わせた対応が重要と考える。

そこで、方針決定に向けた進捗と今後の取組のほか、支援策及び持続可能な部活動を支える体制構築に向けた町の考えを問う。

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| 1－① 先進自治体への視察・調査研究の成果は。 | 担当課長 |
| 1－② 全国や県内の他の自治体における取組現状は。 | 担当課長 |
| 1－③ 各部活動の進捗状況に対する認識は。 | 担当課長 |
| 1－④ 各部活動の実情に合わせた伴走型支援の方策は。 | 担当課長 |
| 1－⑤ 持続可能な部活動の推進体制の構築に対する町の考えは。 | 町 長
教 育 長 |

先の第2回定例会の一般質問において、第3期教育大綱に掲げる学校教育の将来像実現のため、学校教育の質の向上を目指す中で、国が推進する「教科担任制」へ主軸を移していく考えであるとの明確な答弁があった。 この方針は、本町の小学校教育の質の更なる向上を図るとともに、将来にわたり持続可能な学校運営を実現するための重要な教育改革であると評価する一方、新たな指導体制への移行を着実に実現するためには、制度の意義や目的を改めて共有し、教育現場の実情や直面する課題を的確に把握した上で、適切な教員配置や組織体制の構築を計画的に進めることが不可欠と考える。 そこで、本町の児童が将来にわたり継続して質の高い教育を受けられるよう、教科担任制への堅実な移行に向けた取組と、第3期教育大綱の理念を踏まえた小学校教育の将来像について問う。	
2-① 教科担任制に対する町の見解は。	教 育 長
2-② 教科担任制を導入する意義と目的は。	担当課長
2-③ 教科担任制へ主軸を移すことにより期待される教育の質の更なる向上とは。	担当課長
2-④ 教育現場の実情把握と直面する課題は。	担当課長
2-⑤ 堅実な移行に向けた教員配置と組織構築について、町の考えは。	担当課長
2-⑥ 第3期教育大綱の理念を踏まえた小学校教育の将来像について、町の考えは。	教 育 長



受付
8

令和 8 年 8 月 24 日

清水町議会 議長 様

清水町議会議員

氏 名 松 浦 俊 介

一般質問の通告について

下記事項について質問したいので会議規則第 61 条第 2 項の規定に基づき通告します。

記

議長確認



質問事項（標題）

- 1 新型インフルエンザ等対策行動計画の改定と今後の感染症対策を問う
- 2 国立国会図書館の活用促進及び行政資料の納本・管理について

質問要旨（詳細）

答弁者

呼吸器感染症等の世界的パンデミックとなった新型コロナウイルス感染症の経験と教訓を踏まえ、国や静岡県の実行計画改定に準じ、本町においても令和 8 年 3 月に「清水町新型インフルエンザ等対策行動計画」の一部改定が行われた。

前回（平成 30 年）の一部改定版と比較すると、これまでの発生段階に応じた 5 段階分類から「準備期」「初動期」「対応期」の 3 期分類へと移行し、不確実性の高い未知の感染症に対しても柔軟かつ機動的に対応できる仕組みへと抜本的に見直されている。

また、感染拡大防止と社会経済活動の維持とのバランスや、DX 推進といった平時からの備えの強化、さらには町独自の「新型コロナウイルス感染症対応の記録」から得られた教訓の反映など、強くしてしなやかな地域社会の構築を目指す方針が示されている。

そこで、今回の計画改定の具体的な狙いや変更点、及び今後の実効性の担保について、以下の点を問う。

- 1 ー① 平成 30 年の一部改定版の内容と比較し、今回の改定に至る過程で検証された本町の危機の教訓や課題と、その課題解決に資する計画の変更点は。

担当課長

1－② 「準備期」「初動期」「対応期」の3期分類への移行による具体的な効果と、平時におけるDXの推進や人材育成、実践的な訓練を通じて、どのように町独自の感染症対応力を実行していく方針なのか。	担当課長
近年、情報化社会の進展に伴い、住民が必要とする情報は高度化・多様化しており、図書館には地域の情報拠点としての役割が一層求められている。 国立国会図書館は、国内で刊行される出版物や行政資料を収集・保存するとともに、地方図書館を通じた資料提供やデジタル化資料送信サービスなどにより、地域住民の調査・研究や生涯学習を支える重要な役割を担っている。 しかし、清水町民の利用実績は極めて少なく、また、本町が作成する総合計画や各種行政計画などの行政資料についても、納本や保存・管理の体制が十分に整理されているとは言い難い。 町民サービスの向上と、本町の知的資産を将来に継承する観点から、以下の点について問う。	
2－① 町図書館を通じた国立国会図書館の利用実績は極めて少ない状況であるが、その要因をどのように分析しているか。 また、町民が国立国会図書館の資料取寄せや複写サービスなどをより利用しやすくするため、利用方法の周知や相談体制の充実など、利用促進にどのように取り組んでいく考えか。	担当課長
2－② 国立国会図書館デジタル化資料送信サービスは、絶版資料や入手困難な資料を閲覧できる有効なサービスであるが、本町では現在導入されていない。この理由と課題をどのように認識しているか。 また、町民サービスや図書館機能の充実を図るため、導入に向けた検討を進める考えはあるか。	担当課長
2－③ 本町では、遺跡調査報告書などについては国立国会図書館への納本実績があるが、町の歴史や行政運営を記録する重要な知的資産である総合計画をはじめとする各種行政計画や調査報告書などの行政資料の納本実績はない。 これらの行政資料について、毎年度取りまとめて国立国会図書館へ計画的に納本する仕組みを構築するとともに、町図書館においても体系的に収集・保存し、併せて、全庁的に納本状況を含め一元管理する体制を整備すべきと考えるが、町の見解は。	担当課長



受付

9

令和8年8月24日

清水町議会議長 様

清水町議会議員

氏 名 花 堂 晴 美

一般質問の通告について

下記事項について質問したいので会議規則第61条第2項の規定に基づき通告します。

記

議長確認



質問事項（標題）

- 1 持続可能な地域公共交通の構築について
- 2 職員採用における職歴換算基準の見直しと中途採用職員のキャリア支援・給与適正化について

質問要旨（詳細）

答弁者

清水町地域公共交通計画の成果を確実に生み出す観点から、高齢者・障害者等の交通弱者の意見の反映状況、循環バスの運行成果と小学生の登下校時の活用、AIオンデマンド交通の実証実験の前倒しのほか、町が実現を目指す地域公共交通の姿を問う。

また、政策効果の最大化と公共サービスの質の向上に極めて効果的な「協創型評価（ロジックモデル等）」の導入について、町の見解を問う。

1－① 計画策定において、交通弱者の意見やアンケート等で集約された町民のニーズ（路線短縮や増便等）は、基本方針・目標にどう反映されているのか。

担当課長

1－② 町内循環バスの費用対効果を、町はこれまでの成果と課題をどう評価しているのか。

担当課長

1－③ 夏季の猛暑対策や通学路の安全確保のため、児童が循環バスを活用できるよう、ダイヤの局所的調整等の具体的仕組みづくりに向けた教育委員会等との協議状況は。

担当課長

1-④ 長泉町が循環バスからデマンド交通へ移行した事例を踏まえ、令和9年から実施予定となっているAIオンデマンド交通の実証実験について、公共交通空白地域やニーズの高いエリアにおいて先行実施はできないか。	担当課長
1-⑤ 計画では、町が目指す姿や、住民にもたらしたい具体的な効果（移動の自由確保や健康増進等）をどのように描いているのか。	町 長
1-⑥ 計画を実行し確実な成果を上げるため、住民参加型ワークショップ等を開催し、住民や関係主体と共に政策効果を検証する「協創型評価（ロジックモデル等）」を取り入れ、公共サービスの質を向上させるべきと考えるが、町の見解は。	町 長
人口減少社会において優秀な人材を確保・維持する観点から、国家公務員の職歴換算見直しを踏まえた本町の対応状況や、近隣市町の動向、中途採用職員の昇任・給与構造の実態のほか、キャリア支援や意向確認の仕組みの強化により、職員の意欲向上と適正な処遇改善を図ることについて、町の見解を問う。	
2-① 国家公務員の職歴換算見直しを踏まえた本町の初任給の基準の改定状況は。また、従前の基準が適用された職員への対応方針は。	担当課長
2-② 近隣市町における職歴換算率の見直し状況や対応方針をどのように把握・分析しているか。	担当課長
2-③ 中途採用職員の昇任について、過去の職歴や在職年数がどのように反映されているのか。また、新卒採用者と比較して構造的な昇格の遅れが生じていないか。	担当課長
2-④ 32歳以上で主事級以下である職員の在籍状況は。また、主査等への昇任に向けた選考機会の確保、上司による意向確認やキャリア面談等の運用の実態は。	担当課長